

学校プール集約化に関する方針の策定について
学校プール集約化に関する方針について、次のとおり定める。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

「学校プール集約化に関する方針」

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、本市立学校における学校プールの集約化に関する方針を策定する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属すると認めるとき又は委員会において要求があったときは、その限りではない。

（1）教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。

学校プール集約化に関する方針（案）について

現在、本市立学校における水泳授業は、学校敷地内のプールで行われていますが、学校プールの約 7 割が設置から 40 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。また、施設の適切な維持管理や改修にかかる財政上の負担のほか、日常的に水質管理を行う教職員の負担が課題となっています。他市等では、同様の課題に対応するため、学校外のプールで水泳授業を行うなど、学校プールを集約化する取組が実施されています。

教育委員会では、この課題に取り組むため、令和 4 年度当初に「学校プール施設集約化検討会議」を立ち上げ、水泳授業の継続的な実施を前提として、学校プールの現状と課題を整理するとともに、学校プールの集約化に向けた検討を進めてきました。

この検討を踏まえ、このたび一定の考え方をまとめましたので、「学校プール集約化に関する方針」として策定するものです。

1 本方針の概要

(1) プール集約化の手法の検討

本市立学校における水泳授業への影響を考慮する中で、学校プールの維持管理にかかる費用及び負担の軽減を図る観点から、プール集約化手法を検討しました。

プール集約化手法ごとの取組内容、メリット、デメリット

集約化手法	取組内容	メリット	デメリット
学校間の 共同利用	既存の学校プールを複数の学校が共同で利用する手法	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理等の費用の軽減 管理にかかる作業負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 複数校での日程調整が必要 移動時間の確保、調整が必要 中学校を利用する際は水位調整が必要
市営プールの活用 (市内3施設のうち利用可能な施設)	市営プール(屋内温水プール)を活用する手法	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理等の費用がかからない 管理にかかる作業負担がない 季節天候によらず長期間の授業実施が可能 管理者の監視等を受けることが可能 ※水泳指導を受けることも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者との協議、調整、費用負担が必要 移動時間の確保、距離によりバス等交通手段の確保、費用負担が必要 水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある
民間プールの活用 (市内12施設のうち利用可能な施設)	民間プール(屋内温水プール)を活用する手法	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理等の費用がかからない 管理にかかる作業負担がない 季節天候によらず長期間の授業実施が可能 事業者の監視等を受けることが可能 ※水泳指導を受けることも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との協議、調整、費用負担が必要 移動時間の確保、距離によりバス等交通手段の確保、費用負担が必要 水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある 事業者の経営や運営状況により、中止や撤退の可能性はある
3手法共通のメリット・デメリット		<ul style="list-style-type: none"> 学校プールを解体した場合、跡地は多用途に転用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 学校プールの廃止により、授業外の学校プールの利用不可 学校プールを解体した場合、プール水の二次利用不可

(2) プール集約化にかかる検討事項

本方針において、水泳授業の必要性、実施時間数の目安、実施にかかる費用比較及び移動時間・移動距離の目安等について検討しました。

ア 学校における水泳授業の必要性

- ・学習指導要領に基づいた水泳指導が適切に実施できるよう、全校で水泳授業を継続することが必要
- ・海に面する本市の地理的条件を踏まえ、水泳指導により基礎的な泳力を身につける必要性は高い

イ 水泳授業の実施時間数の目安

- ・概ね6～10単位時間（1単位時間：小学校45分、中学校50分）
※「水泳指導の手引き（文部科学省発行）」及びこれまでの各校での実施状況をもととする
※水泳授業のカリキュラムは、各校の判断で柔軟に編成することができる

ウ 水泳授業の実施にかかる費用比較（1校あたり）

- ・今後30年間に想定される学校プールの維持管理等にかかる概算費用
年間583万円（水道使用料、保守管理費、施設更新費用等）
- ・学校外プールの利用料等にかかる概算費用
市営プール 年間約120万円（施設利用料、監視・緊急対応等）
民間プール 年間約220万円（施設利用料、監視・緊急対応等）
※事業者ごと、児童生徒数により費用は異なる

エ 移動時間・移動距離の目安

- ・移動時間 片道15分程度
- ・移動距離 徒歩の場合 700m以内
バスの場合 3km以内

(3) 今後の学校プール集約化の実施

本方針において検討した内容を踏まえ、それぞれの手法を試行事業として実施し、課題等を整理したうえで、学校プールの集約化を進めます。

ア 今後のスケジュール

- ・令和4年度 3月 教育委員会定例会にて方針決定
- ・令和5年度 5月～11月 各手法による試行事業実施
各校の意向及び条件整理
- 11月～3月 試行事業の検証及び課題整理
- ・令和6年度以降 順次、各集約化手法による水泳授業実施

イ 学校ごとのプール集約化手法の検討

- ・学校ごとにプール集約化に関する意向や条件を整理する
- ・プール集約化の可能性が見込まれる学校については手法の検討を開始する

ウ 集約化の対象外となった学校への対応

- ・集約化の対象外となり、プールを継続的に使用する学校については、適切な維持管理、改修整備を計画的に実施する

エ 学校再整備事業における学校プールの整備

- ・学校再整備事業において、学校プールを更新する必要がある場合、まずは、プール集約化の手法を検討する
- ・検討の結果、利用できるプール施設がない場合については、学校プールの更新を検討する

(4) 学校プールの廃止にかかる対応

学校プールの廃止にあたっては、市関係部局や地域団体との調整を重ね、慎重に検討を進めます。

ア 学校プール開放事業への対応

- ・生涯学習部との協議を進めるとともに、プール開放事業に従事している各地区の社会体育振興協議会等との調整を図る

イ プール水の二次利用（消防・災害用）への対応

- ・消防局及び防災安全部等との協議を進めるとともに、地域住民等で構成する避難施設運営委員会との調整を図る
- ・プールを解体する場合、必要に応じて、防火水槽等の設置を検討する

2 学校プール集約化に関する方針（案）

資料2のとおり

以 上

（事務担当 教育部 学校施設課）

学校プール集約化に関する方針（案）

目次

1	はじめに	1
2	学校プールにおける現状と課題	2
	(1) 使用期間	
	(2) 維持管理にかかる負担	
	(3) 稼働率の低下	
	(4) 老朽化の進行	
	(5) 財政的な負担	3
3	本市立学校における水泳授業のあり方	4
	(1) 学校における水泳授業の必要性	
	(2) 水泳授業の時間数の目安	
4	プール集約化の手法	5
	(1) 学校間の共同利用	
	(2) 市営プールの活用	
	(3) 民間プールの活用	6
5	移動時間・距離の目安	7
	(1) 移動時間の目安	
	(2) 移動手段ごとの移動距離の目安	
6	学校外プールの利用に係る検討事項	8
	(1) 学校外プールの利用料及び指導料等にかかる概算費用	
	(2) 利用するプールについて	9
	(3) 利用期間について	
	(4) 利用スケジュールについて	
	(5) 利用日・時間帯について	
	(6) 水泳指導について	
	(7) プール事業者、学校、教育委員会の調整事項等	10
	(8) 中学校における学校外プール利用にあたっての課題	
	(9) 学校プール廃止に伴うプール開放事業への対応	
	(10) 学校プール廃止に伴うプール水の二次利用（消防・災害用）への対応	
	(11) プール跡地活用方法の検討	
7	今後の学校プール集約化の実施	11
	(1) 学校プール集約化の手法	
	(2) 今後のスケジュール	
	(3) 学校ごとのプール集約化手法の検討	
	(4) 集約化の対象外となった学校への対応	
	(5) 学校再整備事業における学校プールの整備	
	(参考資料) プール施設の各校の状況一覧表	12

1 はじめに

小学校及び中学校における水泳授業は、学習指導要領において、学年別に指導内容及び目標が定められており、本市立学校においては、各校に設置された自校のプールで、指導要領に基づいた水泳指導を行っています。

本市立学校のプールは、すべて屋外に設置されているため、夏場のみ（6月～9月）の運用となり、熱中症予防や感染症対策といった学習環境の変化に伴い、稼働率の低下がみられるほか、夏季休業期間前に水泳授業を終了する学校も多く、使用期間が短期間の割に、費用や管理にかかる負担が大きいことが課題となっています。

また、学校プールは、昭和40年代から、校舎改築等とあわせて全校に設置してきましたが、近年は、老朽化により、缶体の塗装の劣化や設備機器の不具合が多数発生しており、財政上の負担も大きくなっています。

今後、財政的な負担を考慮すると、すべての学校プールについて、適切な維持管理に必要となる整備、改修を計画的に実施していくことが難しい状況となっています。

このため、教育委員会では、令和4年度当初から「学校プール施設集約化検討会議」を立ち上げ、学校プールに関する現状と課題を整理し、学校間での共同利用、市営プールや民間プールの活用といった他市等の先行事例を参考に、プールの集約化に向けた検討を進めてきました。

本方針は、検討会議での検討結果を踏まえ、学校プールにおける集約化に関する方針をまとめたものです。

2 学校プールにおける現状と課題

学校プールは、使用期間が短期間の割に、費用や管理にかかる負担が大きいことが課題とされています。

(1) 使用期間

- ・6月中旬～9月中旬の約3ヶ月間（夏季休業期間は水泳授業の実施なし）

(2) 維持管理にかかる負担

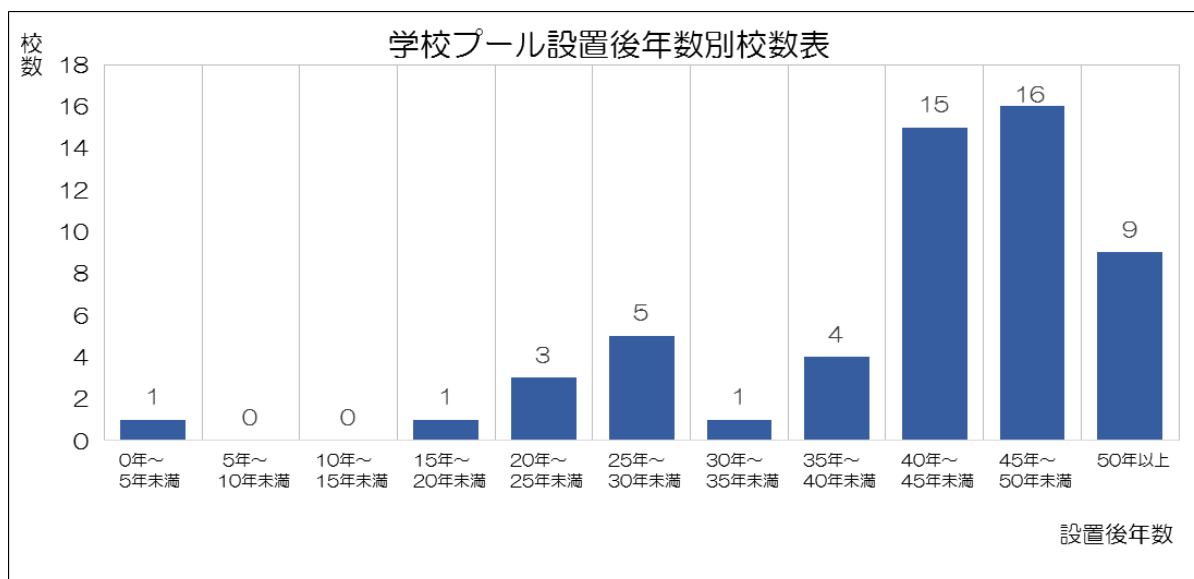
- ・開始前の清掃作業や夏季休業期間も含めた毎日の水質管理、安全管理業務などの負担が大きい

(3) 稼働率の低下

- ・近年では、ほとんどの学校が夏季休業期間前に水泳授業を終了している
- ・学習環境の変化（熱中症予防や感染症対策等）に対応する必要がある

(4) 老朽化の進行

- ・設置から40年以上経過したプールが全体の約7割（40校／55校中）
- ・老朽化が著しく、継続的な使用ができなくなる恐れがある※¹



※¹財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による水泳プールの耐用年数は30年。

(5) 財政的な負担

- ・学校プールの維持管理にかかる概算費用は、1校あたり年間583万円以上
- ・全校のプールを適切に維持管理していくための計画的な改修は困難な状況

(参考) 今後30年間に想定される学校プールの維持管理等にかかる概算費用 (1校あたり)

① 水道使用料	約	60万円/年×30年	=	1,800万円
② 保守管理費	約	30万円/年×30年	=	900万円
③ 消毒液・検査薬	約	30万円/年×30年	=	900万円
④ 缶体塗装	約	1,200万円	=	1,200万円
⑤ プール床改修	約	1,000万円	=	1,000万円
⑥ ろ過機更新	約	1,200万円	=	1,200万円
⑦ ポンプ等更新	約	500万円	=	500万円
⑧ 全面リニューアル	約	1億円	=	1億円
				合計
				1億7,500万円
				年間
				583万円

※その他、電気代、ガス代、各種資材購入等の支出あり

(参考) 錆や劣化が進行した鋼板造のプール



3 本市立学校における水泳授業のあり方

本市立学校における水泳授業のあり方として、水泳授業の必要性及び時間数の目安について、整理しました。

(1) 学校における水泳授業の必要性

- ・水泳指導は、学習指導要領^{※2}に指導内容及び目標が定められている
- ・水泳運動は、水の中という特殊な環境において、水に親しむ楽しさや喜びを感じるとともに、安全の確保に関する理解を深めるための大切な取組である
- ・学習指導要領に基づいた水泳指導が適切に実施できるよう、全校で水泳授業を継続することが必要である
- ・海に面する本市の地理的条件を踏まえ、水泳指導により基礎的な泳力を身につける必要性は高い

(参考) 水泳運動・水泳 学年ごとの指導内容

	学年	指導内容	
小学校	1～2学年	水遊び	水につかる、移動する 浮く、潜る、息を吐く
	3～4学年	水泳運動	浮き方やけ伸び 初歩的な泳ぎ
	5～6学年	水泳運動	2泳法（クロール,平泳ぎ）
中学校	1～2学年	水泳	4泳法（クロール,平泳ぎ,背泳ぎ, バタフライ）
	3学年	水泳	複数の泳法で泳ぐ又はリレー

※文部科学省学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編／保健体育編から引用

(2) 水泳授業の時間数の目安

- ・水泳授業の時間数は、「水泳指導の手引き（文部科学省 H26.3）」やこれまでの各校での実施状況を踏まえ、概ね6～10単位時間^{※3}とする

※水泳授業のカリキュラムは、各校の判断で柔軟に編成することができる

※2 「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」としているが、「安全に行うための心得（水泳の事故防止に関する心得）」については、必ず取り上げること」としている。

※3 学校教育法施行規則第51条において、授業時間数の一単位時間は、小学校45分、中学校50分としている。

4 プール集約化の手法

本市立学校における継続的な実施を前提とした水泳授業への影響を考慮する中で、引き続き全校で継続できるよう、学校プールの維持管理にかかる費用及び負担軽減を図る観点から、他市等の事例を参考に3つのプール集約化の手法を検討しました。

(1) 学校間の共同利用

近隣の小学校間、中学校間、又は小学校と中学校間で、プールを共同で利用する方法。

(メリット)

- ・使用しなくなった学校プールの維持管理及び更新の費用がかからない
- ・使用しなくなった学校プールの清掃や保守作業の負担がない

(デメリット)

- ・複数校でのスケジュール調整が必要
- ・移動時間の確保、調整が必要
- ・中学校プールを小学生が利用する場合、水位調整の検討が必要
- ・小学校プールを中学生が利用する場合、水深への注意が必要

(2) 市営プールの活用

市営プールを利用して水泳授業を実施する方法。本市の市営プールは、八部公園プール、石名坂温水プール、秋葉台公園プールの3か所。水泳指導を委託することも可能。

(メリット)

- ・学校プールの維持管理費用がかからない
- ・学校プールの清掃や保守作業の負担がない
- ・季節又は天候によらず、長期間、水泳授業の実施が可能
- ・条件や費用負担により、市営プール管理者の指導及び監視等を受けることが可能

(デメリット)

- ・市営プール開館日に利用する場合、一般利用者の理解が必要
 - ・市営プール管理者との協議、調整、費用負担が必要
 - ・移動の時間が生じ、距離によってはバスなどの交通手段が必要
 - ・一部の学校のみ市営プール管理者の水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある
-

(3) 民間プールの活用

民間のスイミングスクール等のプールを利用して水泳授業を実施する方法。水泳指導を委託することも可能。

屋内プールを有し、スイミングスクールを運営している本市の民間施設は12施設^{*4}（長後1、湘南台3、湘南大庭1、藤沢2、鵜沼3、明治1、辻堂1）。

(メリット)

- ・学校プールの維持管理費用がかからない
- ・学校プールの清掃や保守作業の負担がない
- ・季節又は天候によらず、長期間、水泳授業の実施が可能
- ・条件や費用負担により、民間プール事業者の指導及び監視等を受けることが可能

(デメリット)

- ・民間プール事業者との協議、調整、費用負担が必要
- ・移動の時間が生じ、距離によってはバスなどの交通手段が必要
- ・一部の学校のみ民間プール事業者の水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある
- ・民間プール事業者の経営や運営状況によっては中止や撤退の可能性がある

(4) 3手法共通のメリット・デメリット

(メリット)

- ・学校プールを解体した場合、グラウンド等への転用が可能

(デメリット)

- ・学校プール廃止後は、授業外の利用（開放事業等）ができない
- ・学校プールを解体した場合、プール水の二次利用（消火用、防災用）ができなくなるため、代替措置の検討が必要

^{*4}令和5年2月時点、学校施設課調べ。

（参考）「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和2年3月文部科学省）

5 移動時間・距離の目安

自校以外のプールで水泳授業を実施する際は、移動時間及び安全な移動手段の確保が必要となります。また、他の教育課程に影響がないよう考慮する必要があることから、移動時間と距離の目安を検討しました。

(1) 移動時間の目安

- ・令和4年度、改築工事に伴い、八部公園屋外プールを利用した鵜南小学校の事例を参考に、移動時間は片道15分程度を目安とする
- ・移動時間の縮減及び効率的な利用を考慮し、入替え制で実施する

(参考) 一日のスケジュール想定 (小学校の場合)

時間割	HR	1時間目	休	2時間目	20分休	3時間目	休	4時間目	給食		
対象	8時 40 45 50 55	9時 00 05 10 15 20 25 30	35	10時 40 45 50 55	00 05 10 15 20 25	30 35 40	45	11時 50 55 00 05 10 15 20 25	30	12時 35 40 45 50 55 00 05 10 15	20
1グループ	移動	着替		水泳学習		着替	移動	3時間目授業		4時間目授業	
2グループ		1時間目授業		2時間目授業		移動	着替	水泳学習		着替	移動

時間割	休	5時間目	休	6時間目	HR下校		
対象	13時 30 35 40 45 50 55	14時 00 05 10 15 20	25	15時 30 35 40 45 50 55	00 05 10 15 20		
3グループ	移動	着替		水泳学習		着替	移動

(2) 移動手段ごとの移動距離の目安

- ・徒歩の場合、移動距離700m以内とし、安全確保の対策を検討する
- ・バスの場合、移動距離3km以内とする

(参考) バス借上料の想定^{※5}

- ・貸切りバス1台料金 : 50,000円程度/日 (観光バスタイプ)
- ・バスの定員 : 約40名 (観光バスタイプ)
- ・バスの台数 : 3台 (約40名×3クラス=120名程度)
- ・1日あたりの料金 : 150,000円 (50,000円×3台)
- ・水泳授業実施日数 : 15日間
- ・バス料金の合計 : 2,250,000円/1校あたり

※5 天候不良等による中止の際は、キャンセル料の支払いが必要。

6 学校外プールの利用に係る検討事項

市営プールの指定管理者及び複数の民間プール事業者に聞き取りを行ったところ、「施設休館日の利用等、一般利用者に配慮した利用であれば、学校の水泳授業の受け入れは可能」との回答を得ています。

しかしながら、立地条件や受け入れ側のキャパシティを考慮すると、すべての学校の水泳授業を学校外プールで実施することは困難です。学校間での共同利用も含めた学校プールを引き続き使用していくことも視野に、学校外プールの利用に係る検討事項を整理しました。

(1) 学校外プールの利用料及び指導料等にかかる概算費用

(例) 児童数を660人(1学年あたり110人)として想定^{※6}

1学年あたり2時間分の授業を年4回(6学年×4回=24回)実施
徒歩での移動を想定(バス借用の場合はその他費用負担あり)

① 市営プールの場合(現指定管理者:藤沢市みらい創造財団)

プール利用料金

48,000円×12日(2回/日) = 576,000円

サポート料(補助員配置)

1,100円×4.5h/日×3人×12日 = 178,200円

光熱水費

38,600円/日×12日間 = 463,200円

合計 1,217,400円

② 民間プール 水泳指導なしの場合(A社)

プール利用料金

20,000円/回×24回 = 480,000円

サポート料(補助員配置)

10,000円×24回 = 240,000円

入場料

200円×660人×4回 = 528,000円

光熱水費

25,000円×24回 = 600,000円

薬剤代

5,000円×24回 = 120,000円

消費税

= 196,800円

合計 2,164,800円

^{※6}23,130人÷35校÷660人(令和4年9月1日現在の本市立小学校に在籍する平均児童数)。

③ 民間プール 水泳指導ありの場合（A社）

プール利用料金		
20,000円/回×24回	=	480,000円
指導料		
50,000円×24回	=	1,200,000円
入場料		
200円×660人×4回	=	528,000円
光熱水費		
25,000円×24回	=	600,000円
薬剤代		
5,000円×24回	=	120,000円
消費税	=	292,800円
	合計	<u>3,220,800円</u>

※民間プール事業者ごとに、利用料及び指導料等にかかる費用は異なる

(2) 利用するプールについて

- ・原則、屋内温水プールとする
- ・天候や気温に左右されず、年間を通して計画的な水泳授業の実施が可能

(3) 利用期間について

- ・冬季期間を除いた5月～11月とする（学校の判断により、他の期間に実施することも可）
- ・大雨・台風などの荒天時や学級閉鎖などの際は、利用を中止することがある

(4) 利用スケジュールについて

- ・1回の水泳授業は、2単位時間（90～100分）とし、入替え制で実施する

(5) 利用日・時間帯について

- ・施設休館日に実施するなど、一般利用者への影響を考慮した日程で調整する

(6) 水泳指導について

- ・学習指導要領に基づき、評価は教科担任が行う必要があること、また、公平性の観点を考慮し、当面は、教員が水泳指導を行う
 - ・各施設の指導員を水泳指導補助員として配置し、監視、施設管理、救急などの対応を担う
 - ・各施設の指導員との連携により、さらなる教員の指導力向上につなげる
-

(7) プール事業者、学校、教育委員会の調整事項等

- ・年間スケジュール等、プール利用日程の調整
- ・施設利用料等の調整
- ・必要に応じてバス等の移動手段の確保
- ・施設利用料及びバス借上料等の予算の確保
- ・水泳授業の実施に係る委託契約の締結
- ・水泳指導に係る教員及び施設の水泳指導員の役割の明確化
- ・利用形態や施設管理に関する事項の取り決め
- ・緊急対応など、児童生徒の安全対策に関する事項の取り決め など

(8) 中学校における学校外プール利用にあたっての課題^{※7}

- ・体育専科の教員配置やカリキュラムの編成等、学校内で十分な検討を行う

(9) 学校プール廃止に伴うプール開放事業への対応

- ・生涯学習部との協議を進めるとともに、プール開放事業に従事している各地区の社会体育振興協議会等との調整を図る

(10) 学校プール廃止に伴うプール水の二次利用（消防・災害用）への対応

- ・消防局及び防災安全部等との協議を進めるとともに、地域住民等で構成する避難施設運営委員会との調整を図る
- ・プールを解体する場合、必要に応じて、防火水槽等の設置を検討する

(11) プール跡地活用方法の検討

- ・プールの跡地活用にあたっては、学校関係者の意向を踏まえ、地域住民等との調整を図りながら検討を進める
- ・跡地の活用方法は次のような例があげられる
 - 再整備事業予定地
 - グラウンド拡張、緑地、広場、来客用及び教職員用駐車場等
 - 他機能施設の整備（防災倉庫、放課後児童クラブ等）

^{※7} 中学校における水泳授業は、数名の体育専科の教員が各クラスの指導を行っており、概ね1単位時間（50分）ごとに実施している。

(参考資料) プール施設の各校の状況一覧表

R5.2現在 学校施設課

※設置年月順

No.	学校名	地区	設置年月	使用 年数	缶体構造	コース数	プール材	ろ過機 設置年月	備考
1	本町小学校	藤沢	S43.6	54	コンクリート造	7	シート	H4.3	
2	八松小学校	辻堂	S44.7	53	鋼板造	6	シート	H6.5	
3	片瀬小学校	片瀬	S46.7	51	鋼板造	6	シート	H20.3	再整備対象校
4	藤沢小学校	藤沢	S47.7	50	鋼板造(シート)	6	シート	H9.12	再整備対象校
5	鵜沼小学校	鵜沼	S47.7	50	鋼板造	6	シート	H18.2	再整備対象校
6	秋葉台小学校	遠藤	S47.7	50	鋼板造	6	シート	H13.1	
7	富士見台小学校	長後	S47.11	50	鋼板造	6	塗装	H8.6	
8	長後小学校	長後	S48.1	50	鋼板造	6	シート	H5.1	再整備対象校
9	村岡小学校	村岡	S48.2	50	アルミ造	6	インターロッキング	H3.5	
10	大道小学校	藤沢	S48.7	49	鋼板造	6	シート	H7.5	再整備対象校
11	善行小学校	善行	S48.7	49	鋼板造	6	シート	H22.8	
12	鵜沼小学校	鵜沼	S48.8	49	鋼板造	5	シート	H2.5	再整備対象校
13	第一中学校	藤沢	S48.8	49	鋼板造	6	シート	H7.12	
14	御所見中学校	御所見	S48.8	49	鋼板造	6	シート	H4.6	
15	浜見小学校	辻堂	S48.9	49	鋼板造	5	シート	H18.2	
16	高浜中学校	辻堂	S48.9	49	鋼板造	5	シート	H9.3	
17	俣野小学校	善行	S49.7	48	アルミ造	6	シート	H19.2	
18	大越小学校	善行	S49.7	48	鋼板造	6	シート	H5.1	
19	羽鳥小学校	明治	S49.7	48	鋼板造	6	シート	H17.2	
20	湘南台小学校	湘南台	S50.7	47	アルミ造	6	シート	H22.2	
21	六会中学校	六会	S50.7	47	アルミ造	6	シート	H21.12	
22	大庭小学校	湘南大庭	S51.6	46	アルミ造	6	シート	S63.6	
23	善行中学校	善行	S51.6	46	アルミ造	6	シート	H10.11	
24	秋葉台中学校	遠藤	S51.6	46	アルミ造	6	シート	H9.11	
25	亀井野小学校	六会	S52.6	45	アルミ造	6	シート	H20.3	
26	新林小学校	村岡	S53.7	44	アルミ造	6	シート	H21.3	
27	中里小学校	御所見	S53.7	44	アルミ造	6	シート	H6.6	
28	滝の沢小学校	湘南大庭	S54.3	43	アルミ造	6	シート	H18.12	
29	御所見小学校	御所見	S54.7	43	アルミ造	6	塗装	H12.2	
30	大庭中学校	湘南大庭	S54.7	43	アルミ造	6	シート	H20.3	
31	大鋸小学校	藤沢	S55.3	42	アルミ造	6	シート	H11.2	
32	村岡中学校	村岡	S55.8	42	アルミ造	6	シート	H12.1	
33	駒寄小学校	湘南大庭	S56.3	41	アルミ造	6	インターロッキング	H13.2	
34	天神小学校	六会	S56.7	41	アルミ造	6	塗装	H13.12	
35	湘南台中学校	湘南台	S56.7	41	アルミ造	6	シート	H13.2	
36	明治小学校	明治	S57.3	40	アルミ造	6	塗装	H14.12	再整備対象校
37	高谷小学校	村岡	S57.3	40	アルミ造	6	インターロッキング	H16.2	
38	小糸小学校	湘南大庭	S57.3	40	アルミ造	6	インターロッキング	H16.2	
39	高倉中学校	長後	S57.3	40	アルミ造	6	塗装	H13.11	
40	滝の沢中学校	湘南大庭	S57.7	40	アルミ造	6	ポリ成形材	H9.3	
41	大清水小学校	藤沢	S58.7	39	アルミ造	6	シート	H17.3	
42	大清水中学校	藤沢	S59.7	38	アルミ造	6	シート	H15.3	
43	羽鳥中学校	明治	S61.7	36	アルミ造	6	塗装	H16.2	
44	辻堂小学校	辻堂	S62.3	35	アルミ造	6	シート	H1.6	再整備対象校
45	湘洋中学校	辻堂	H1.6	33	アルミ造	6	シート	H17.2	
46	鵜沼中学校	鵜沼	H5.3	29	アルミ造	6	シート	H4.12	再整備対象校
47	長後中学校	長後	H5.12	29	FRP造	6	シート	R5.3予	
48	石川小学校	六会	H6.3	28	FRP造	5	シート	H6.1	
49	高砂小学校	辻堂	H7.7	27	FRP造	6	シート	H7.5	
50	白浜養護学校	辻堂	H9.7	25	FRP造	4 -	シート	H9.7	大小プール 可働床設置
51	明治中学校	明治	H10.8	24	FRP造	6	シート	H10.5	再整備対象校
52	六会小学校	六会	H11.9	23	FRP造	6	シート	H11.4	
53	藤ヶ岡中学校	村岡	H12.11	22	FRP造	6	シート	H12.9	
54	片瀬中学校	片瀬	H15.10	19	FRP造	6	シート	H15.5	
55	鵜沼小学校	鵜沼	R6.7予	-	FRP造	6	シート	R6.7予	再整備事業中